

東京家庭裁判所

申立ては、本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所です。詳細は各家庭裁判所にご確認ください。

申立(必要な書類の提出)※要予約

審問調査※(鑑定)

面接・面談 親族調査 本人調査

審理

審判

審判確定

成年後見等の仕事開始

後見登記(東京法務局)

本人の財産目録・年間収支予定表提出

* 法定後見では申立人、後見人等候補者及び本人から事情聴取。任意後見では申立人、任意後見受任者、及び本人から事情聴取。

申立に必要な書類 H30.4月現在		
	法定後見	任意後見(監督人選任時)
申立書類	申立書、申立事情説明書、本人の財産目録及びその資料、本人の収支状況報告書及びその資料	任意後見受任者事情説明書
本人についての書類	親族関係図 後見人等候補者事情説明書、親族の同意書	任意後見受任者事情説明書
候補者等についての書類	戸籍抄本・住民票、登記されていないことの証明書(東京法務局発行)、定型診断書	任意後見受任者の住民票
	愛の手帳の写し(知的障がい者の方)	後見登記事項証明書、任意後見契約公正証書の写し
	成年後見人等候補者の住民票	任意後見受任者の住民票



成年後見制度のご案内

● 成年後見制度とは ●

認知症のお年寄りや、知的障がい・精神障がいのある方が、現在の能力・財産を活かしながら、終生その人らしい生活が送れるよう、法律面・生活面から保護し支援する制度です。公益社団法人成年後見支援センターヒルフェでは、ご本人やご家族の心配を解決するための成年後見事業について、ご相談できる体制を整えています。お気軽にご相談ください。



脳卒中で父が入院した。不動産の整理をして、入院費に当てたいが…。
〈法定後見の一例〉

【親なき後の問題】

知的障がいを持つわが子の生活・財産管理をどうしよう。
〈法定後見(法人後見)の一例〉

こんな心配をサポートします

悪質商法で高額商品を買ってしまう認知症のおばあさんを守りたい。
〈法定後見の一例〉

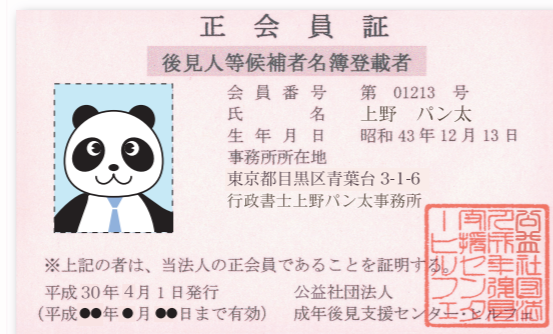
今は元気。ただ将来認知症になった後のことが心配。
〈任意後見の一例〉

● 信頼の証明書

公益社団法人成年後見支援センターヒルフェは「60時間の基礎研修」や「研修の効果測定」さらに「面接」等を実施し、専門職後見人の養成に努めております。当社から後見人候補者として認定された会員は、会員証を所持すると共に、成年後見を利用される皆様の確かな安心のため「成年後見賠償責任保険」に加入しております。

● 60時間の研修

成年後見専門職団体、専門医師、東京都福祉保健局、東京都社会福祉協議会、公証人等を講師に招き60時間の基礎研修を行い、効果測定、面接を経て後見人等の育成を図っています。



そっと寄り添い、優しくサポート

公益社団法人 成年後見支援センター ヒルフェ



公益社団法人成年後見支援センター ヒルフェ

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 行政書士会館

☎ 03-3476-5131

FAX 03-3476-5137

電話相談・面談予約：月～金
面談(予約制)：月・木
午前10時～12時
午後1時～4時

東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 行政書士会館

☎ 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669

〈平成30年5月1日改訂版〉

『公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ(通称：ヒルフェ)』は、東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。「ヒルフェ」とはドイツ語で「支援」を意味します。成年後見制度を利用する方々にそっと寄り添い、優しくサポートしていきたいという気持ちが込められています。

民法第858条

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

すでに判断能力が低下して いますぐ支援を受けたい

ご相談

将来の判断能力の 低下に備えたい

法定後見制度

判断能力が低下したときに、家庭裁判所に後見人等を選任してもらい、その人に支援してもらいます。特定の支援者（後見人等の候補者）を同時に申し立てることもできます。申立時の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があり、支援者をそれぞれ後見人・保佐人・補助人といいます。

成年後見制度の種類とその内容

	後見	保佐	補助
対象者 (判断能力の程度)	判断能力を欠く常況にある方 (日常的に必要な買い物も自分でできず誰かに代わってやってもらう必要がある)	判断能力が著しく不十分な方 (日常的に必要な買い物程度は自分でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできない)	判断能力が不十分な方 (重要な財産行為でも、自分でできるかもしれないが、不安なので本人の利益を守るには誰かにやってもらった方がよい)
裁判所に申立できる人	本人・配偶者・四親等内の親族等 (親族等の申立人がいないときは市区町村長)		
申立の本人の同意	不要		必要
医師による鑑定	原則として必要		原則として不要
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
後見人等への報酬	本人の支払能力に応じて裁判所が決定		
支援者の ※同意権・取消権	本人の法律行為すべてを取り消しできる	※民法13条1項各号所定の行為 日用品の買い物等は取り消しできない	申立の範囲内で家庭裁判所が定める ※「特定の法律行為」
支援者の代理権	全ての法律行為 本人の同意は不要	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」 本人の同意が必要	
後見監督人	必要と判断すれば、家庭裁判所が選任		

ヒルフェの法人後見について

法人後見とは、支援者（成年後見人等）が個人ではなく、法人であるものをいいます。実際の後見事務は、法人から任命された事務担当者が行います。ヒルフェでは、①暴力事案②困窮者事案③長期的支援が必要な事案等についてご相談に応じています。特に③につきましても、親亡き後の支援を組織として対応できるため、後見事務の継続性がある（長期にわたる支援では、個人での受任だと後見人等の年齢等により継続性の確保が難しい場合がある）などのメリットがあります。本人、親族、関係者との面会等を重ね、法人後見がふさわしいかどうかの検討をしながら支援してまいります。

※重要な法律行為（民法第13条1項）

①貯金を払い戻すこと ②金銭を貸し付けること ③金銭を借りたり、保証人になること ④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること ⑤民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること ⑥贈与、和解、仲裁合意をすること ⑦相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること ⑧贈与や遺贈を拒絶したり不利なそれらを受けすること ⑨新築、改築、増築や大修繕をすること ⑩民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

※**特定の法律行為**
預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結など

※**同意権**
本人が重要な財産行為等を行う際に保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限
東京家庭裁判所「成年後見申立ての手引き」H29年6月より

任意後見制度

判断能力があるうちに、支援してもらう人との間で支援の内容を公正証書で契約しておき、判断能力が低下したときに任意後見監督人選任の申立をおこなうことによって、すみやかに支援してもらえます。任意後見監督人が選ばれるまでの支援者を任意後見受任者、選ばれてからは任意後見人といいます。

成年後見制度の種類とその内容

対象者 (判断能力の程度)	現在の判断能力に問題はないが、将来に備えて契約する方
裁判所に申立できる人	本人・配偶者・四親等内の親族、任意後見受任者
支援する人	任意後見人
後見人等への報酬	契約で定めた額
支援者の代理権	契約で定めた事項についての代理権 (任意後見人には同意権・取消権はない)
後見監督人	必ず選任

任意後見契約

本人の判断能力が低下した時に、何をしてほしいか（法律行為）を任意後見受任者との間で、あらかじめ契約しておきます。内容は①身上保護に関する法律行為（介護契約、施設入所契約、医療契約の締結や解除など）②財産管理に関する法律行為（預貯金の管理、払い戻し、不動産などの重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除など）について代理権を与える事項を公正証書で契約します。なお、この契約は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をし、任意後見監督人が選任されてから効力が発生します。

継続的見守り契約

判断能力の低下が見られる前に、代理人による見守り事務を行う契約です。定期的な訪問や電話での確認などによる見守りを行います。代理人が依頼内容に沿った仕事をしているかを監督するのは本人です。

委任契約（財産管理含む）

判断能力の低下が見られる前に、身体的に日常生活を送ることが難しい場合などに、財産管理などの事務処理を代理人に依頼する契約です。代理人が依頼内容に沿った仕事をしているかを監督するのは本人です。

死後事務委任契約

本人が亡くなったあとの事務処理を委任する契約です。葬儀や諸届、病院や施設の未払費用の支払いなどについて委任契約できます。相続手続きと重複する部分もありますので、注意が必要です。

下記図のabcのように、本人の状況に応じて、任意後見契約と組み合わせることによって継続的に支援を受けることができます。なお、ヒルフェでは死後事務委任の単独契約はお受けしておりません。

任意後見契約の概要

